答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した精神障害者保健福祉手帳(以下「福祉手帳」という。)の更新申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年5月19日付けで行った、精神障害者保健福祉手帳(以下「福祉手帳」という。)の更新申請に対する不承認決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

審査請求書に記載された審査請求の理由は、次のとおりであり、 請求人は、自身の精神障害の状態は法に定める精神障害の状態に あるから、本件処分は違法又は不当であると主張する。

仕事(○○業)をするのに都電や都営・博物館の展示物や映画 を見るため、不承認では通いがたく支障がある。

また、日によっては同行者が必要となるため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年 9月12日	諮問
平成29年11月21日	審議(第15回第1部会)
平成29年12月18日	審議(第16回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 5 条 2 項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を定め、同条 4 項は、福祉手帳の交付を受けた者は 2 年ごとに第 2 項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定める。

法施行令(法45条2項にいう政令)6条は、「障害等級」 及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患(機能障害)の状態」(以下「機能障害」という。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」

という。)の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

(2) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから(法45条4項及び法施行規則28条1項)、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容全般を基にした判断に違法 又は不当な点がなければ、本件処分を取り消す理由があるとす ることはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不 当な点がないかどうか、以下、検討する。
 - (1) 機能障害について
 - ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード(F33)」(別紙1・1)は、判定基準の「気 分(感情)障害」に該当する。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の

病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

また、ICD-10によれば、ICDコードのF33は、「反復性うつ病性障害」と分類され、「この障害は、軽症(F32.0)、中等症(F32.1)、または重症(F32.2とF32.3)のエピソードに特定されるうつ病のエピソードが反復し、躁病(F30.1とF30.2)の診断基準を満たす気分高揚と過活動性の独立したエピソードの病歴を欠くことによって特徴付けられる。しかしながら、このカテゴリーは、軽躁病(F30.0)の診断基準を満たす程度の短期間の気分高揚と過活動性が、うつ病エピソードの直後に(時には明らかにうつ病の治療によって誘発されて)起こったという証拠がある場合でもなお使用すべきである。」とされている。

F33は、現在軽症エピソード(F33.0)、現在中等症エピソード(F33.1)、現在精神病症状を伴わない重症エピソード(F33.2)、現在精神病症状を伴う重症エピソード(F33.3)、現在寛解状態にあるもの(F33.4)、他の反復性うつ病性障害(F33.8)及び特定不能のもの(F33.9)に細分される。

このうち、現在寛解状態にあるもの(F33.4)の確定診断のためには、「(a)過去に反復性うつ病性障害(F33.-)の診断基準を満たし、現在の状態はいかなる重症度のうつ病エピソードあるいはF30-F39にある他のどの障害の診断基準も満たしてはならない。(b)少なくとも2回のエピソードが短くとも2週間続き、はっきりとした気分障害の

ない数カ月間で隔てられていなければなら」ず、「そうでなければ、診断としては他の反復性気分障害(F38.1)とするべきである。このカテゴリーは、患者が再発を予防するために治療を受けている場合でも用いてよい。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴」の欄(別紙1・3)には、「この2年間は日中の抗うつ薬の服用は必要なくなった。眠前にテトラミド10mg、ロヒプノール1mg、マイスリー5mgを内服し、安定している。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄(別紙1・4)は、「抑うつ状態(憂うつ気分)」及び「躁状態(感情高揚・易刺激性)」に該当し、その具体的程度として「感情の上下動が少なくなり、緩(や)かになっている。」との記載がある(別紙1・5)。

以上の記載内容からすると、請求人は精神疾患を有し、機能障害は、抑うつ状態に相当する気分等の障害が以前にあったと思われる一方で、この2年間は気分等の変動は消退し、病状が安定していると認められる。また、ICD-10における診断基準によれば、重症度のうつ病エピソードや、F30-F39にある他のどの障害の診断基準も満たしていないため、「反復性うつ病性障害、現在寛解状態にあるもの(F33.4)」に該当すると思料される。

ウ 以上から、請求人の機能障害の程度を、判定基準等に照らすと、その症状が、3級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に至っているとまでは認められないと判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の程度」の欄(別紙1・6・(3))は「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」とされている。

留意事項3・(6)の表によれば、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」は、障害等級「非該当」の区分に相応し、なお、「『普通にできる』とは、『完全・完璧にできる』という意味ではなく、日常生活及び社会生活を行う上で、あえて他者による特別の援助(助言や介助)を要さない程度のものを言う。」とされている。

そして、請求人は、在宅で家族等と同居している環境にあり (別紙1・6・(1))、「日常生活能力の判定」欄(別紙1・6・(2))は全項目が「自発的にできる」又は「適切にできる」と され、生活能力の状態の具体的程度、状態像として「入眠時の 内服を必要とするが、日中の生活はほぼ正常に近い。」と記述され、就労状況は「一般就労」とされており(別紙1・7)、障害 福祉等サービスの利用もなされていない(別紙1・8)。

そうすると、請求人の生活能力は、ほぼ正常に近く、通院及 び内服の必要はあるものの、日常生活及び社会生活において一 定の制限を受けるほどのものではないと考えられる。

以上から、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らすと、障害等級3級に相当する「精神障害を認め、日常生活又は 社会生活に一定の制限を受ける」に至っているとは認められず、 非該当と判定するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日

常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度 のもの」である3級に至っているとは認められず、政令で定め る精神障害の状態にないと判断するのが相当であり、これと同 旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり、不承認では○○業である請求人の仕事に支障がある、また、日によっては同行者が必要となると主張する。

しかし、福祉手帳は、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると都道府県知事が認めたときに交付されるものであり、福祉手帳の所持の有無による申請者の利便性を判断要素とするものではないから、仕事に支障があるとの請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することはできない。

また、「日によっては同行者が必要となる」との請求人の主張を「日によっては同行者が必要となる(ほど請求人の精神障害は重いので不承認とされるべきではない)」と善解したとしても、障害等級の認定に係る総合判定は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであるから(上記1・(2))、本件診断書に記載のない請求人の主張も、本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)